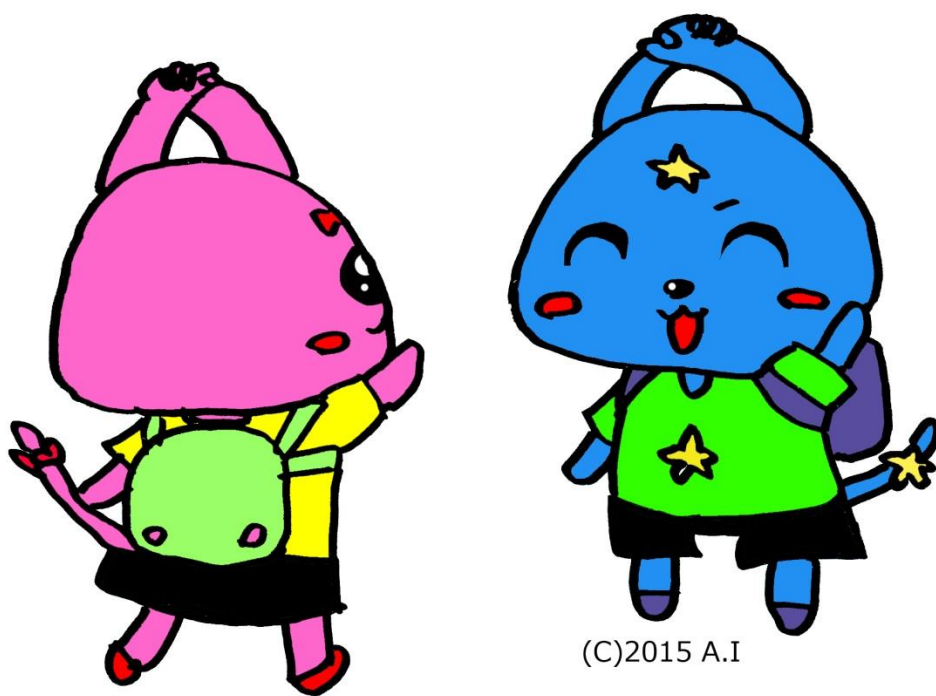


いじめのない えが お がっ こう 笑顔あふれる学校を



(C)2015 A.I

あさひかわしりつちかぶみだいいちしょうがっこう
旭川市立近文第一小学校

ねん
年

くみ
組

なまえ
名前

1 はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなく決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に關係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組をします。また、いじめがあると分かったら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の人は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんながいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2 いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的關係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

いじめのない学校をつくるために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- 友だちのよさや、自分とのちがいを認めます。
- 相手の気持ちを考えて、話したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友だちと協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友だちと仲よくします。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友だちを大切にします。

もし、いじめられたときは

- 一人でなやまず、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 知らないふりをしないで、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するように話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



ちかぶみだいちしょうがっこう
近文第一小学校

いじめをなくそう宣言

ちかいちこ

せんげん

近—っ子ごじめなくそっつ宣言

しない

(嫌いやなことは絶対ぜったいしない)

させない

(いじめを絶対ぜったいにさせない)



みがささない

(協きょうりよく力ちからして手を差さしのぶる)

近ちか一いつ子ちは

友ともだちを大たい切せつにします。

フふワわフふフわ言こと葉ばを使つかいます。

笑え顔がで元げん氣きにあいさつをします。

友ともだち、先せん生せいを信しん頼ういします。



①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 担任の先生、学年の先生方に相談
- 保健室の先生、その他の先生に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に書く
- 学校以外の相談を聞いてくれる所に電話する（*くわしくは6ページ）など

②いじめが解決するまでの取組

いじめを受けた人に

- いじめから守ります。
- 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。
- 必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。
- 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。

学
校
で
は

家
の
人
に

いじめを行った人に

- いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。
- いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。
- これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。
- 必要があれば、警察などに相談します。
- 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。
- いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。

まわりの人たちに

- いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。
- いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。
- いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。
- みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
- いじめを知らせてくれた人
- 秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。
- 家の人に協力してもらうときには、説明をします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	・入学式 ・1年生をむかえる会	・運動会	・教育相談 ・遠足 ・いじめ・非行防止強調月間①	・宿泊研修(5年)	・修学旅行(6年)	・全校クリーン作戦
児童会活動	あいさつ運動(生活委員会) SAタイム		いじめなくそう宣言(児童会)	いじめノックアウト標語(児童会)	読み聞かせ(図書)	
低学年	たのしくあいさつをしよう ともだちのよいところを見つけよう					
	おおきなこえであいさつしよう	うんどう会にむけてがんばろう	アンケート① きょういくそうだん①	土ようさんかん日(どうとく)	おおきなこえであいさつしよう	げんきにあそぼう
中学年	楽しくあいさつをしよう 友達の良いところを見つけよう					
	大きな声であいさつしよう	運動会に向けて力を合わせてがんばろう	アンケート① 教育相談①	土曜参観日(道徳)	大きな声であいさつしよう	元気に遊ぼう
高学年	楽しくあいさつをしよう 友達の良いところを見つけよう					
	大きな声であいさつしよう	協力して運動会を成功させよう	アンケート① 教育相談①	土曜参観日(道徳) 宿泊研修を成功させよう(5年生)	大きな声であいさつしよう 修学旅行を成功させよう(6年生)	元気に遊ぼう

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	・学習発表会 ・いじめ・非行防止強調月間②	・教育相談	・ネット安全教室		・全校集会	・6年生を送る会 ・卒業式
児童会活動	SAタイム			長縄とびチャレンジ(体育委員会) あいさつ集め(生活委員会)	冬のイベント(体育委員会)	6年生を送る会(児童会)
低学年	たのしくあいさつをしよう ともだちのよいところを見つけよう					
	がくしゅうはっぴょうかいにむけてがんばろう	アンケート② きょういくそうだん②		おおきなこえであいさつしよう	アンケート③	1年かんをふりかえろう
中学年	楽しくあいさつをしよう 友達の良いところを見つけよう					
	学習発表会に向けて力を合わせてがんば	アンケート② 教育相談②		大きな声であいさつしよう	アンケート③	1年間をふりかえろう
高学年	楽しくあいさつをしよう 友達の良いところを見つけよう					
	心に残る学習発表会にしよう	アンケート② 教育相談②	ネット安全教室	大きな声であいさつしよう	アンケート③	1年間を振り返ろう

○子どもホットライン（旭川市子ども総合相談センター）

＜電話番号＞

0120-528506

＜受付時間＞

月・木 午前8:45～午後8:00
火・水・金 午前8:45～午後5:15

＜メールアドレス＞

kodomosodan@city.asahikawa.hokkaido.jp

＜住所＞

〒070-0040 旭川市10条通11丁目



○子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞

0120-007-110

＜受付時間＞

月～金 午前8:30～午後5:15

＜子どもの人権SOS-eメール＞（※メール受付ホームページ）

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/O101.html

＜住所＞

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目（旭川合同庁舎）

○子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞

0120-3882-56

＜受付時間＞

毎日24時間

＜メールアドレス＞

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

＜住所＞

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館8階）



○少年相談110番（北海道警察本部）

＜電話番号＞

0120-677-110

＜受付時間＞

月～金 午前8:45～午後5:30

＜住所＞

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目





～いじめのない^{えがお}笑顔あふれる^{がっこう}学校を～